

## 対モザンビーク共和国 国別開発協力方針

2020年9月

### 1. 当該国への開発協力のねらい

モザンビークの一人あたり GNI は 480 ドル（2019 年世銀）と低く、依然として世界における最貧困国の一つと位置付けられている。成長を続ける経済も、資源に依存した構造であり、持続可能な開発目標（SDGs）や「質の高い成長」を実現するための協力が必要とされている。

我が国が同国に対して開発協力を実施することは、同国の都市部と農村部の格差を含む深刻な開発課題の解決や法の支配及びグッドガバナンスに基づく平和と安定の確立・定着を促し、内陸国の成長にもつながるだけでなく、「自由で開かれたインド太平洋」の実現という、我が国が重視する外交政策にも資する。さらに、日本企業も資源関連ビジネスに高い関心を有しており、日本企業支援の観点からも、同国の開発に協力する意義は大きい。

### 2. 我が国の ODA の基本方針（大目標）：社会開発及び持続可能な経済成長の推進

（1）モザンビーク政府は 2020 年に「5 か年計画（2020-24）」を策定し、「優先分野」として、①人間開発と社会正義の推進、②経済成長・生産性の向上・雇用の創出、③天然資源・環境の持続的な開発を選定し、「優先分野」実現の前提として、民主主義の定着・和平の実現、グッドガバナンスと地方分権の実施、国際協力の強化を目標に挙げている。

（2）同国がザンビア、マラウイなど、近隣の内陸国にとっての外港を有するという地理的特性を活かし、港湾から内陸国へと続くインフラ整備という回廊開発を進めることは、広域的な視野から効果的であり、とりわけナカラ港から伸びるナカラ回廊は、モザンビークの有する豊富な鉱物・エネルギー資源の輸送路として重要である。ナカラ回廊開発の推進のため、回廊と周辺地域を結ぶ道路・橋梁改修や「自由で開かれたインド太平洋」の要衝であるナカラ港の整備・電力等のインフラ整備を支援するとともに、日本がその策定を支援した「ナカラ回廊経済開発戦略（PEDEC-Nacala）」の推進を念頭に、ナカラ回廊一帯の包括的な開発を重視した支援を実施する。

（3）我が国としては、同国が 5 か年計画に沿って国家開発を実現できるよう、以下 4 つの重点分野への支援を展開する。また、同協力の成果は、SDGs の達成に寄与することから、これらの目標との整合性を考慮しつつ、協力を実施する。

### 3. 重点分野（中目標）

#### （1）人間開発・社会開発

世界で最下位層に低迷する人間開発指標（HDI）の改善及び SDGs 達成を目指し、保健サービス向上、教育の質の改善、社会的包摂性の改善、国民生活の質の向上に向けた社会サービス提供のための基盤整備などに向けた支援を行う。また、安全で綺麗な水へのアクセスを向上し、衛生環境を改善するための支援を行う。

#### （２）経済成長・生産性向上・雇用の創出

同国が重点分野と指摘する、農業、社会インフラ整備、漁業・養殖、天然資源開発、観光など経済活性化・多角化に貢献する産業振興を支援する。また、高等教育、職業訓練等を通じた実践的な産業人材育成及び行政能力強化の支援を行うとともに、特に、日本企業支援にもつながる電力、港湾、交通、物流等のインフラ整備及びビジネス環境整備等の支援を行う。

#### （３）天然資源・自然環境の持続可能な利用

天然資源開発が持続可能かつ適切な方法で行われ、持続可能な経済発展に結びつくように支援する。また、サイクロン等自然災害に脆弱な同国に対し、気候変動への適応策を始めとする環境保全や防災・復興の支援を行う。

#### （４）平和構築・治安対策

経済・社会が持続可能な形で発展するためには治安の安定が不可欠である。したがって、与野党間で合意した野党レナモ元ゲリラ兵の「武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）」を始めとする和平の完全な実現への支援、武装集団による度重なる襲撃事件により治安が悪化した北部地域への支援を行う。特に後者では、大規模な国内避難民や武装集団による若者のリクルートも発生していることから、その対策として、社会開発分野及び人道分野での支援を行う。

### 4. 留意事項

（１）同国では、今後も、民間企業による資源関連産業を中心とした投資が期待されることから、同国への支援に際しては、日本及び外国企業による SDGs 等への配慮のある適切な投資促進に向けた環境が整備されるよう官民で連携し支援を行う。また、同国の債務返済能力、治安情勢に留意する。

（２）これまで我が国は同国に対し、留学、研修など様々な訪日機会を提供するとともに、専門家・ボランティア派遣を通じて、多くの人材を育成してきた。その結果、親日的な人材も多い。同国が着実に発展するためには行政能力の強化が重要となることから、本方針に掲げる支援を実施するに当たっては、これらの人材と連携し、同国政府がオーナーシップをもった成長ができるよう支援を行う。

（３）同国では様々な国・機関・団体が支援活動を展開しており、これら開発パートナーと協調・連携した支援の可能性も検討する。

（了）

別紙：事業展開計画